

指定管理者制度を導入した港湾施設の 管理運営要綱

第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）（以下「条例」という。）及び北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、別表1に定める指定管理者制度を導入した港湾施設（以下「港湾施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 施設は、港湾環境整備施設の休憩所であるため、指定管理者（以下「管理者」という。）は、休憩展望等のために訪れる一般市民（以下「一般利用者」という。）及び港湾施設の利用にあたって許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用しやすいように施設を管理運営しなければならない。

(開館日)

第2条 管理者は、12月29日から翌年の1月3日の間を除くほか、港湾施設を開館しなければならない。ただし、港湾空港局長が特に指示又は承認した場合は、この限りでない。

(開館時間)

第3条 管理者は、午前9時から午後5時までの間、許可利用申請がある場合は午後10時まで、港湾施設を開館しなければならない。ただし、港湾空港局長が特に指示又は承認した場合は、この限りではない。

(周知)

第4条 管理者は、第2条ただし書又は前条ただし書により、港湾施設の開館日又は開館時間に変更された場合、入口の前に掲示する等の方法により、適宜一般利用者に周知しなければならない。

第2章 一般入館

(一般利用者への指導等)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、施設の利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命じなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 建物、設備等を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらを損傷し、若しくは汚損するおそれのある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 無断で販売行為を行う者
- (6) 無断で火気を使用する者
- (7) 指定の場所以外で喫煙又は飲食する者
- (8) 動物（ただし、盲導犬・聴導犬・介護犬は除く）及び危険物を持ち込む者

(9) その他施設の管理上支障がある者

第3章 利用許可

(施設の運営)

第6条 管理者は、港湾施設の運営にあたっては、毎月の施設運営計画（以下「計画」という。）を作成のうえ、港湾空港局長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の計画の承認にあたっては、港湾空港局長は必要な条件を付することができる。
- 3 管理者は、港湾空港局長が承認した計画に従って、施設を運営しなければならない。
- 4 管理者は、毎月の計画実施報告書を翌月中に港湾空港局長に提出しなければならない。

(利用の申請及び許可等)

第7条 港湾施設を利用しようとする者は、「港湾施設許可利用申請書（様式1）」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可利用者の利用は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 管理上必要がある場合は、管理者は条件を付して利用を許可することができる。
- 4 管理者が第1項の申請を受け付けるのは、利用日の6ヶ月前からとする。ただし、市の主催・共催行事により利用する場合は、利用日の1年前とする。

(許可利用者の遵守事項)

第8条 許可利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的を逸脱しないこと。
- (2) 館内での喫煙及び火気の使用は厳禁であること。
- (3) 壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 承認を受けた設備・器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(飲食)

第9条 許可利用者は、多目的室等で飲食を行う場合には、事前に届け出るものとし、管理上必要がある場合は、管理者は条件を付することができるものとする。

- 2 飲酒を伴う利用については、原則として認めない。ただし、行事の内容によっては、条件付きで許可できるものとする。

(利用の不許可及び取り消し等)

第10条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
 - (2) 建物、設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
 - (3) 公共施設及び歴史的建造物として相応しくない催事。
 - (4) 宗教的宣伝活動をするとき。
 - (5) 政治的宣伝活動をするとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
 - (7) その他施設の管理上支障があるとき。
- 2 管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止する

ことができる。

- (1) 利用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物又は設備・器具をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他施設の管理上支障があるとき。

3 前項の規定に基づく利用の許可の取消し、又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市及び管理者は賠償の責めを負わない。

(設備等の制限)

第11条 許可利用者は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、「行為許可申請書」(様式2)を提出し、市の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 許可利用者は、利用が終わったとき、又は第10条の規定により、利用の許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額利用者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第13条 許可利用者は、本施設を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した利用目的以外の目的に利用してはならない。

(損害賠償)

第14条 許可利用者は、建物及び設備を滅失し、又はき損した場合、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

第4章 利用料金

(利用料金)

第15条 旧大連航路上屋の多目的室、ホール、多目的スペース、シャワー室、設備・器具(以下「多目的室等」という。)の利用料金は、条例及び規則に定める額の範囲内において、本施設の指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前条の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 管理者は、公益上必要がある場合は、基づき多目的室等の利用料金を減免することができる。

2 利用料金の減免を申請する者は、管理者に「利用料金減免申請書」(様式3)を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の不返還)

第17条 既納の利用料金は、原則として返還しない。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

「北九州市旧門司税関」管理運営要綱（平成7年4月1日施行）は廃止する。

別表1（第1条関係）

港湾環境整備施設（休憩所）のうち

名 称	位 置	構 造	面積 (㎡)
北九州市旧門司税関	門司区東港町	レンガ石造 2階建	897.90
旧大連航路上屋	門司区西海岸一丁目	鉄筋コンクリート造 一部2階建	4,766.07